

# 可視化の現在 立会いの未来

北海道警通達問題～「一律認めていない」はありません!～

取調べの可視化・弁護士立会大阪本部 事務局次長 川崎 拓也

## 1 ● はじめに

2022年7月、北海道新聞が弁護士立会いに関する注目すべき記事を掲載した。その見出しは、「弁護士『立ち会い』認めず 道警本部 申し入れ受け通達」（北海道新聞7月26日朝刊）であった。要は、北海道警が、弁護人からの取調べへの立会い申入れに対して「取調べの立会いは認めないこと」＝「一律禁止せよ」との内部通達を发出していたのである。

個々の弁護実践における立会い申入れに対して、大阪府警においても、これと同様の対応がなされてきたことは、会員の皆さんも認識されていたことかもしれない。実際、本年4月に当会の情報交換MLである刑弁MLでも、このことが複数報告されていた。そのような対応からすれば、会員の皆さんにとっては、この通達は驚きではないかもしれない。

しかし、この内部通達は、その内容も経緯も大問題というべきである。

## 2 ● 发出経緯の問題点

まずは发出の経緯である。

札幌弁護士会は、2021年12月に取調べへの立会い（準立会いも含む）をした弁護人に対し、会から一定の費用援助を行う制度を、全国に先駆けて創設した（大阪弁護士会でも類似の援助制度が創設されたことは既報の通りである）。そして、この制度創設に伴い、会長名で検察庁と道警本部に、弁護人からの申入れがあれば、弁護士立会いの下での取調べを実施するよう求める申入れをしている。これが2021年12月24

日である。

そして、その3日後の27日、北海道警は冒頭の「被疑者取調べにおける弁護士立会い申出等に対する対応について（通達）」を发出した。その中では、前述の通り、「被疑者の逮捕・勾留の有無を問わず、弁護人から被疑者取調べにおける立会いの申出があった場合は、捜査主任官など捜査を指揮する幹部（略）が対応の上、従前どおり、取調べの立会いは認めないこと。」（下線引用者）としていたのである。

これは札幌弁護士会の会員の多くが、取調べへの立会いを求めることを見越して、これを徹底的に阻止するため、すなわち、「従前どおり」立会いを認めてはならないという、本音としての方針を顕わにした通達なのである。

しかし、以下に述べるとおり、この通達は、本来、日本政府の見解にも反するものである。その内容は、その建前に明らかに反している。そのため、上記北海道新聞の記事及び札幌弁護士会からの抗議書を受けて、北海道警はこの通達を2022年8月18日、即座に撤回したのであった。

## 3 ● 内容面の問題点

本通達は、要は「とにかく断れ」と何らの留保もつけないことなく「一律禁止」を明言している。しかし、「一律禁止」は法解釈として全く誤りである。

まず、犯罪捜査規範180条2項は、弁護人が取調べに立ち会うことがあり得ることを前提としている。一律禁止を意味する本通達は、犯罪捜査規範に反する。

次に、検察官の取調べに関しては、2020年に法務

省に設置された法務・検察行政刷新会議（第6回）において、法務省の刑事法制管理官が、検察官による「取調べに弁護人の立会いを認めるかどうかは、その取調べを行う検察官において…個別の事案ごとに適切に判断すべきもの」、「飽くまで個々の検察官の判断において、先ほど申し上げたような事情を考慮しつつ、適切に判断すべきもの」と発言している。一律禁止などとは述べていないし、そのような対応は否定されているといえる。この点の刑事訴訟法の解釈が、捜査主体（検察官か警察官か）によって結論を異にするとするものではないから、北海道警の通達は法務・検察行政刷新会議で示された法務省の見解にも明らかに反する。

さらに、自由権規約委員会の総括所見（CCPR/C/JPN/CO/6）に対する日本政府コメント（2016年3月）においても「運用上、被疑者の取調べに弁護人の立会いを認めるかどうかは、取調べを行う検察官や警察官において、（中略）事案に応じて、適切に判断がなされている。」とされている。本コメントでは、「警察官」も弁護人立会いに関する判断主体に入っている。このコメントでも、あくまで「適切に判断」することが前提になっており、「一律禁止」などとはおおよそ述べていない。

このように北海道警の本通達は、如何なる意味においても誤りである。もちろん、警察官が内心では「一律禁止」にしてやろうと考えているであろうことは否定しない。しかし、建前は「個別判断」だったはずである。本通達は、その内心・本音がうっかり表に出てしまった警察の失策というほかはない。公式の場面では、「我々は一つ一つの事件の事情を考慮して適切に判断している」といいながら、その実は結論先にありきの議論・実務運用なのである。

#### 4 ● 全国的展開

このような通達が実は全国の各県警レベルで発出されているのではないか？ そのように思うのは自然である。現段階の調査・情報の範囲では、兵庫県警で

2018年に同趣旨の対応要領が発出されており、北海道警と同じく本年8月に、これは撤回・修正されている。しかし、大阪府警・京都府警への情報公開請求の結果では、同種文書は不存在とのことであった。冒頭で紹介した当会の刑弁MLからすると、公式ではない形で内部的には何らかの指示があるのではないかと疑いたくなるが、大阪府警には少なくとも同種の通達は存在しないようである。

なお、警察庁からは、2021年5月24日付で「指導連絡～取調べにおける弁護人の立会い申出への対応について～」が発出されており、その中では「取調べにおける弁護人の立会いについては、その必要性和捜査への影響等を総合的に勘案しつつ慎重に検討する必要があることから、警察署に対して、弁護人等からの立会いの申出等があった場合には、警察署独自で判断させることなく、警察本部への報告を求め、組織的に対応するよう徹底されたい」とされている。どこにも一律禁止などとは記載されていない。今後は、この通達を基本に「上と相談する」「相談したが、本件では立会いは認められない」という対応が予想されるが、その「相談」内容がどのようなものであったのか、考慮すべき要素がきちんと検討されているのか、そのプロセスを現場で詰めていく弁護実践が必要となろう。

日弁連取調べ立会い実現委員会では、全国のその他の都県警察で同種の違法な通達が発出されていないか調査中である。結果は、何らかの形で報告したい。

いずれにしても、弁護人立会いは法的に禁止されていない。申入れを受けた捜査機関は、本来「真剣に」検討しなければならない。そのような立会い申入れの弁護実践に躊躇はならない。当本部では、本年12月から来年2月にかけて、3年目の弁護人立会い（準立会い）強化月間を実施する予定である。会員の皆様におかれましては、ますますの積極的な立会い申入れ実践をお願いしたい。